

第3回智頭町議会定例会会議録

平成28年9月9日

(第1日)

智 頭 町 議 会

第3回智頭町議会定例会会議録

平成28年9月9日開議

1. 議事日程

- 第 1. 会議録署名議員の指名
- 第 2. 会期の決定
- 第 3. 諸般の報告
- 第 4. 議案第72号 平成27年度智頭町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第 5. 議案第73号 平成27年度智頭町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 6. 議案第74号 平成27年度智頭町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 7. 議案第75号 平成27年度智頭町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 8. 議案第76号 平成27年度智頭町公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 9. 議案第77号 平成27年度智頭町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第10. 議案第78号 平成27年度智頭町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第11. 議案第79号 平成27年度智頭町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第12. 議案第80号 平成27年度智頭町介護保険サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第13. 議案第81号 平成27年度智頭町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第14. 議案第82号 平成27年度智頭町水道事業会計決算の認定について
- 第15. 議案第83号 平成27年度智頭町病院事業会計決算の認定について
- 第16. 議案第70号 専決処分について
- 第17. 議案第71号 専決処分について

- 第18. 議案第84号 平成28年度智頭町一般会計補正予算(第3号)
- 第19. 議案第85号 平成28年度智頭町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)
- 第20. 議案第86号 平成28年度智頭町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 第21. 議案第87号 平成28年度智頭町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)
- 第22. 議案第88号 平成28年度智頭町水道事業会計補正予算(第1号)
- 第23. 議案第89号 智頭町教育委員会委員の任命について
- 第24. 議案第91号 工事請負契約の締結についての一部変更について
- 第25. 報告第5号 法人の経営状況について
- 第26. 議案第90号 物品購入契約の締結について
- 第27. 陳情について

1. 会議に付した事件

- 第1. 会議録署名議員の指名
- 第2. 会期の決定
- 第3. 諸般の報告
- 第4. 議案第72号 平成27年度智頭町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第5. 議案第73号 平成27年度智頭町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第6. 議案第74号 平成27年度智頭町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第7. 議案第75号 平成27年度智頭町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第8. 議案第76号 平成27年度智頭町公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第9. 議案第77号 平成27年度智頭町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第10. 議案第78号 平成27年度智頭町農業集落排水事業特別会計歳入歳出

決算の認定について

- 第11. 議案第79号 平成27年度智頭町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第12. 議案第80号 平成27年度智頭町介護保険サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第13. 議案第81号 平成27年度智頭町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第14. 議案第82号 平成27年度智頭町水道事業会計決算の認定について
- 第15. 議案第83号 平成27年度智頭町病院事業会計決算の認定について
- 第16. 議案第70号 専決処分について
- 第17. 議案第71号 専決処分について
- 第18. 議案第84号 平成28年度智頭町一般会計補正予算（第3号）
- 第19. 議案第85号 平成28年度智頭町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 第20. 議案第86号 平成28年度智頭町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 第21. 議案第87号 平成28年度智頭町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 第22. 議案第88号 平成28年度智頭町水道事業会計補正予算（第1号）
- 第23. 議案第89号 智頭町教育委員会委員の任命について
- 第24. 議案第91号 工事請負契約の締結についての一部変更について
- 第25. 報告第5号 法人の経営状況について
- 第26. 議案第90号 物品購入契約の締結について
- 第27. 陳情について

1. 会議に出席した議員（10名）

2番 高橋 達也	4番 岩本 富美男
5番 中野 ゆかり	6番 平尾 節世
7番 谷口 雅人	8番 岸本 眞一郎
9番 徳永 英太郎	10番 石谷 政輝
11番 大河原 昭洋	12番 酒本 敏興

1. 会議に欠席した議員（2名）

1番 河村 仁志

3番 大藤 克紀

1. 会議に出席した説明員（17名）

町	長	寺谷 誠一郎
副町	長	金児 英夫
教育	長	長石 彰祐
病院事業	管理者	安藤 嘉美
総務	課長	葉狩 一樹
企画	課長	河村 実則
税務住民	課長	矢部 整
教育	課長	西沖 和己
地域整備	課長	草刈 英人
山村再生	課長	山本 進
地籍調査	課長	岡田 光弘
福祉	課長	國政 昭子
税務住民課参事兼水道課長		藤森 啓次
福祉課参事		小谷 いず美
会計	課長	矢部 久美子
病院事務	次長	寺谷 和幸
代表監査委員		小林 新

1. 会議に出席した事務局職員（2名）

事務局長	寺坂 英之
書記	大藤 翔太

開 会 午前10時30分

開 会 あ い さ つ

- 議長（酒本敏興） ただいまの出席議員は10名であります。定足数に達しておりますので、平成28年第3回智頭町議会定例会を開会します。
- 直ちに本日の会議を開きます。
- 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1． 会議録署名議員の指名

- 議長（酒本敏興） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
- 会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、8番、岸本眞一郎議員、9番、徳永英太郎議員を指名します。

日程第2． 会期の決定

- 議長（酒本敏興） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。
- お諮りします。
- 本定例会の会期は、本日から9月23日までの15日間にしたいと思います。
- ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（酒本敏興） 異議なしと認めます。
- よって、本定例会の会期は、本日から9月23日までの15日間と決定いたしました。

日程第3． 諸般の報告

- 議長（酒本敏興） 日程第3、諸般の報告を行います。
- 監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定に基づき、平成28年7月分から8月分までの例月出納検査報告書が提出されました。お手元に写しを配布しておりますのでご承知ください。
- 次に、陳情の処理経過及び結果について、智頭町長から報告がありました。お手元に写しを配布しておりますのでご承知ください。
- 次に、智頭町長から、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項

及び第22条第1項の規定により「平成27年度健全化判断比率について」並びに「平成27年度資金不足比率について」の報告がありました。お手元に写しを配布しておりますのでご承知ください。

次に、お手元に配布のとおり、議員派遣及び委員派遣の結果報告書が提出されておりますのでご報告いたします。

次に、今期、議会の説明員につきましては、9月2日付をもって、町長、教育長並びに代表監査委員に出席の要求をしています。

次に、前臨時会以降、議長等の動静につきましては、お手元に配布しておりますので、後ほどごらんいただき、議会活動、また議員活動に資していただければと思っております。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第 4．議案第72号から日程第24．議案第91号まで及び

日程第26．議案第90号 22案

日程第25．報告第 5号 1報告

一括上程

○議長（酒本敏興） 日程第4、議案第72号 平成27年度智頭町一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第24、議案第91号 工事請負契約の締結についての一部変更について及び日程第26、議案第90号 物品購入契約の締結についての22議案、並びに日程第25、報告第5号 法人の経営状況についてを一括して議題とします。

なお、議案第70号から、議案第89号及び議案第91号の21議案に対する本日の日程は、提案理由の説明及び質疑までとします。

町長に提案理由の説明を求めます。

寺谷町長。

○町長（寺谷誠一郎） 本日ここに、第3回定例町議会を召集しましたところ、議員各位にはご多忙のところご出席いただき、まことにありがとうございます。

今期定例会に提案しました諸議案の審議をいただくに当たり、その概要を説明します。

まず、議案第70号及び議案第71号は、専決処分についてです。

議案第70号 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定につきましては、本年7月30日に発生した、智頭中学校グラウンドでの部活動中の車両破損事故に対する損害賠償について和解し、損害賠償の額を定めたものです。

議案第71号 平成28年度智頭町一般会計補正予算につきましては、議案第70号で定めた損害賠償の額として、14万円を措置したものです。

次に、議案第72号から議案第83号は、平成27年度一般会計、特別会計及び公営企業会計の決算認定を求めるものです。

この12議案につきましては、去る8月3日から8月12日までの間、監査委員により監査を受けた結果、その意見を添えて本議会の認定を求めるものです。

次に、議案第84号から議案第88号までは、補正予算についてです。

議案第84号 平成28年度智頭町一般会計補正予算について主なものを説明します。

総務費の一般管理費では、本年度から義務づけられたストレスチェックに要する委託料を、まちづくり推進費の行政情報システム推進費では、セキュリティー強化のための、ウイルスパターン配信サーバ保守委託料を、移住定住促進事業では、定住促進住宅の保険料及び水道加入負担金を、地域情報化推進事業では、告知端末機簡易放送サーバの更新に要する経費を、LED防犯灯設置推進事業では、設置補助金の増額をそれぞれ措置しています。

また、まちづくり支援事業費では、過疎債ソフト事業の調整による、まちづくり振興基金積立の減額を、地方創生推進事業では、就労創出調査に要する経費を計上しています。

地域活性化推進費、空き校舎等利活用推進事業では、先進地視察に要する経費のほか、旧山形小学校及び旧那岐小学校の駐車場整備に要する経費及び、旧富沢小学校のトイレ改修に要する経費をそれぞれ措置しています。

また、ふるさと基金費では、基金積立金の増額を、税務総務費では、人件費の調整を行っています。

民生費の社会福祉総務費では、時間外勤務手当及び高額医療費共同事業拠出金の増額に伴う、国民健康保険事業特別会計への繰出金の増額を、老人福祉費では、時間外勤務手当及び介護給付費償還金の増額に伴う、介護保険事業特別会計繰出金の増額をそれぞれ措置しています。

隣保館運営費では、産休代替臨時職員の雇用に要する経費を計上しています。

子育て支援推進費では、「とっとり森・里山等自然保育事業費助成事業補助金交付要綱」の一部改正に伴う、森のようちえん支援事業補助金の増額を、保育園事務費では、ほのぼの保育所の入所児童数等が確定したことによる、負担金の増額をそれぞれ措置しています。

保育園費の保育園建設事業では、上下水道の加入金を計上しています。

生活保護総務費の生活困窮者子どもの学習支援事業では、講師及び高校生ボランティアの増員に要する費用を計上しています。

農林水産業費の農業振興費では、新たに産地パワーアップ事業に取り組むこととし、農業用ハウス整備の支援に要する経費を、地域農業振興プラン支援事業では、親元での就農促進支援に要する経費を、中山間地域等直接支払交付金事業では、取り組み組織の合併による加算措置に要する経費を、多面的機能支払交付金事業では、新たな活動組織に対する交付金の増額を、それぞれ措置しています。

また、畜産業費では、鳥取和牛の導入支援に要する経費を計上しています。

林業振興費の智頭林業伝統技術保存支援事業では、架線集材による搬出を行う事業者の新規参入に伴う増額を、智頭材出荷促進事業では、出荷量の増に伴う増額を、木の宿場（やど）プロジェクト推進事業では、智頭温水プールの薪ボイラーへの供給を円滑に行うための、機材導入に要する経費をそれぞれ措置しています。

また、町有林造林事業では、予定していた作業道改良工事箇所について、森林施業が実施できたことから、未施工として減額措置を、林道費の林道維持管理事業では、牛臥線の崩落防止工事に要する経費を計上しています。

商工費の商工振興費では、ふるさとチョイスを通じた体験ツアー内容の決定に伴う費目調整のほか、ふるさとファンド積立金をふるさと基金積立金への組みかえを、観光費の観光施設管理事業では、緊急修繕に伴う増額を、国際交流事業費では、楊口郡との交流に要する経費の増額をそれぞれ措置しています。

土木費の社会資本整備総合交付金事業では、国の予算配分額の増額に伴い、当初予定事業の増工に要する経費を、下水道事業費では、時間外勤務手当の増額などに伴う、公共下水道事業特別会計繰出金の増額をそれぞれ措置しています。

消防費の防災費では、消防フェスタ開催に伴う経費のほか、地域衛星通信ネットワーク保守負担金の増額を措置しています。

教育費の保健体育総務費では、県民スポレク祭参加のためのバス借上料の増額

のほか、トップアスリート育成支援事業補助金の増額をそれぞれ措置しています。

体育施設費では、スポーツトラックの除草用ロータリー修繕のほか、勤労者体育館の防球ネット修繕及び温水プールの屋外手すり取り付けに要する経費を計上しています。

災害復旧費の農地農業用施設災害復旧事業では、6月の豪雨による被災農地の復旧工事に要する経費を措置しています。

その他、年度後半の時間外勤務手当の所要額を、特別会計を含め計上しています。

以上、今回の一般会計補正予算額は、1億8,873万9,000円であり、補正後の予算総額は、70億6,227万7,000円となります。

議案第85号 智頭町国民健康保険事業特別会計補正予算は、時間外勤務手当の増額のほか、高額医療費共同事業拠出金の額の確定に伴う増額をそれぞれ措置しています。

議案第86号 智頭町公共下水道事業特別会計補正予算は、時間外勤務手当の増額のほか、酸素欠乏等危険作業主任者技能講習の受講料を措置しています。

議案第87号 智頭町介護保険事業特別会計補正予算は、時間外勤務手当の増額のほか、平成27年度介護給付費等の額の確定に伴う、償還金の増額をそれぞれ措置しています。

議案第88号 智頭町水道事業会計補正予算は、水源施設の修繕料のほか、賞与引当金の調整額の増額をそれぞれ措置しています。

次に人事案件ですが、議案第89号 智頭町教育委員会委員の任命につきましては、平井早苗氏が平成28年9月30日で任期満了となり、引き続き同氏を選任したいので本議会の同意を求めるものです。

次に議案第90号 物品購入契約の締結につきましては、消防ポンプ自動車の購入について、地方自治法の規定に基づき、本議会の議決を求めるものであります。

議案第91号 工事請負契約の締結についての一部変更につきましては、平成28年2月15日議決の智頭町立保育園用地造成工事について、契約金額の変更を行うものです。

報告第5号につきましては、株式会社サングリーン智頭の平成27年度の経営状況について報告するものです。

以上、本議会に提案しました諸議案の概要を説明申し上げました。

詳細については主管課長及び担当者をもって説明させますので、よろしく審議いただきますようお願いしまして、簡単ではありますが説明を終わります。

○議長（酒本敏興） 提案理由の説明は終わりました。

次に、日程第4、議案第72号 平成27年度智頭町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第15、議案第83号 平成27年度智頭町病院事業会計決算の認定についてまでの12議案は決算審査意見書が提出されております。

この際、監査委員の審査意見の報告を求めます。

小林代表監査委員。

○代表監査委員（小林 新） ただいまご指名をいただきました代表監査委員の小林でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、決算審査の報告をさせていただきます。皆様のお手元でございます、一般会計及び特別会計、水道事業会計、病院事業会計の3部の決算審査意見書は平成27年度の決算関係の書類に基づき、中野監査委員と審査を実施した結果を取りまとめたものでございます。

まず最初に平成27年度智頭町一般会計、特別会計歳入決算並びに基金運用状況の審査意見書について報告いたします。

1ページをごらんください。

第1、審査の対象は以下の1から4で記載のとおりであります。

第2、審査の期間は平成28年8月3日から8月12日までの6日間です。

第3、審査の方法は審査に付された各会計歳入歳出決算書、同歳入歳出決算事項別明細書、同実施収支に関する調書、財産に関する調書について関係諸帳簿及び証拠書類と照合しました。

第4、審査の結果は各会計歳入歳出決算書及び決算附属書類はいずれも関係法令に準拠して作成されており、記載された計数は正確であると認められました。

第5、決算の概要は1ページから30ページにわたり記載しておりますが、これを審査意見としてまとめていますので、報告します。

30ページをごらんください。

それでは、6の審査意見について報告いたします。

本町の財政状況を主な財政指標から見ると、前年度に比べ実質収支比率、自主財源比率が低下し、経常収支比率、義務的経費比率、公債費負担比率が上昇して

いることから、財政の硬直化が進んでいる状況にあり、財政の硬直化防止と弾力性確保が求められる。

また、町税等の自主財源の大幅な改善が見込めない中、高齢化の進展などに伴う社会保障関係経費の増加、大型の建設事業に係る投資的経費の増加が予想され、持続可能な財政運営が求められる。

今後の行財政運営に当たり、まず、歳入では、町税及び国民健康保険税をはじめ各種債権の徴収について、努力されているところであるが、公営企業を含む累積する収入未済額1億5,400万円の解消は、自主財源の確保や町民負担の公平を期する観点からも極めて重要であり、滞納対策本部が推進役としての役割を果たし、全町挙げての実効の上がる滞納対策により一層取り組むよう要望する。

なお、税に対する不納欠損処分については、今後も滞納者の実態把握と分析を強化し、不納欠損に至るまでに適切な収納努力を行うなど、慎重かつ厳正に取り扱われたい。

また、税以外の各種債権についても、滞納債権が多額となっていることから、滞納対策本部が推進役となって、滞納債権の具体的な整理方策を引き続き検討することも必要である。

歳出では、財政の健全化を維持し続けていくためには、今後も増加が見込まれる社会保障費関係経費の抑制に効果的な施策の推進や、長年継続してきた事業について、時代のニーズを適切に把握・分析し、見直しを徹底し、事務事業評価を行うことにより、より効果的・効率的な事務事業の執行に努められたい。

なお、歳入及び歳出において、予算現額と決算額が大幅に乖離している事例が見受けられるので、執行状況や財政を取り巻く厳しい環境を十分踏まえた予算編成に努められたい。

当年度も多額の不用額が認められることから、その発生理由等を的確に把握し、減額補正の必要が生じた事業は補正予算を組み、決算見込みの把握を確実に行った予算の執行を行われたい。

今後、人口減少等に伴う町税や、地方交付税の減少が予想され、さらに、公債費の増加及び公共施設の大規模改修を含む投資的経費の増加が予想されることから、財政調整基金等を取り崩して対応せざるを得ない厳しい財政状況が予想される。

平成27年12月に策定した公共施設総合管理計画と連動した第3次行財政改

革プランの管理及び検証を確実に実行し、社会情勢の変化、町民の多様なニーズを的確に捉え、かつ、さらなる財政健全化への取り組みを積極的に推進し、持続可能な財政運営に努められたい。

以上で、一般会計及び特別会計の決算審査意見の報告を終わります。

続きまして、平成27年度智頭町水道事業会計決算審査意見について報告いたします。

1 ページをごらんください。

第1、審査の対象は記載のとおりです。

第2、審査の期間は平成28年6月24日の1日です。

第3、審査の方法は審査に付された決算書及び付属書類が法令に準拠して作成されているか、また会計処理の手続が適正にされているか照合するとともに、関係職員からの説明の聴取を行う等、通常の審査手続により実施しました。事業の経営内容を把握するため、計数の分析を行うとともに、地方公営企業法第3条の規定の趣旨にそって運営されているかについて審査しました。

第4、審査の結果は決算審査に付された決算書及び付属書類はいずれも関係法令に準拠して作成され、かつ計数も正確で会計諸帳簿や証拠書類と合致しており、経営成績及び財政状況が適切に表示されていると認められました。また、予算の執行についてもおおむね適正に執行されていると認めました。

第5、審査の概況及び意見は1ページから10ページにわたり記載していますが、これを審査意見としてまとめていますので、報告します。

11ページをごらんください。

それでは、10の審査意見について報告します。

業務状況について見ると、給水人口・行政区域内人口ともに減少が続いており、行政区域内人口に対する上水道普及率も横ばい状態が続いている。

有収率は前年度に比べ微増しているが、類似団体平均・全国平均を下回っており、水資源の有効活用の観点から、今後も引き続き漏水調査や老朽配水管の更新など、漏水防止対策を計画的に実施され、有収率の向上に努められたい。

施設の利用状況は、施設利用率については前年度とほぼ同水準であるが、配水管使用効率については導送配水管延長に智頭テクノパーク分がふえたことから、前年度に比べ低下している。

施設利用率は類似団体平均と比べると数値は上回っているが、引き続き今後の

人口や水需要の動向に注意しながら、施設の適切な維持管理とより効率的な利用を図られたい。

経営状況は、前年度に比べ総収益が増加、総費用が減少したことにより、当年度純利益を1,304万9,641円計上し、前年度に比べ914万8,865円(185.9%)の大幅な増益となっており、当年度未処分利益剰余金も2億3,454万3,790円と、前年度に比べ14.5%増加している。

この主な要因は、収益では営業外収益の長期前受金戻入の増、費用では人事異動に伴う営業費用の総係費の減である。

長期前受金戻入は、新会計制度による経理上の増益であることから、実態としての業績が改善することとは異なる点に留意する必要がある。

財政状況は、前年度に比べ資産総額で1,997万3,275円減少している。一方、負債・資本合計で負債総額が3,302万2,916円減少しているが、資本総額は1,304万9,641円増加している。

これにより、自己資本比率は57.5%となり、前年度比2.5ポイント改善されているが、今後も収益を確保し、自己資本の増強を図られる等財政基盤の強化に努められたい。

資産減少の主なものは現金預金の2,379万4,292円であるが、キャッシュ・フロー計算書でも業務活動によるキャッシュ・フローで投資活動及び財務活動のキャッシュ・フローを賄うことができず、結果として現金預金の減少となっている。

経営指標では、経営の安全性・健全性については、現状は各指標とも安定していると言える。しかし、特に現預金は2億2,076万6,649円で、現在の手元流動性は高いが、今後水道管の耐震化、老朽化対応に多額の資金を要することが見込まれることから、これらを十分検証した上でインフラ更新時代に対応できる中長期的な経営のシミュレーションを行うことが必要である。

料金収納では、収納率の向上に努力されているところであるが、特に過年度分徴収率が前年度に比べ低下している。過年度分の収入未済額は滞留しており、町の滞納対策本部を中心に、内容を精査の上、滞納債権の整理方策を検討する必要がある。収益確保及び公平性確保のためにも体制の整備、未収金の抑制及び滞納債権の回収に努められたい。

今後の事業運営については、水道管の耐震化・老朽管更新等に多額の資金が必

要となる一方、人口減少に伴う料金収入の減少が見込まれるなど厳しい状況にあることから、これらを踏まえ将来にわたり健全な財政運営を維持するためにも、中長期的な事業計画の策定により経営基盤強化に取り組み、安心して低コストな水道水の安定供給に努力されるよう要望する。

以上で、智頭町水道事業会計の決算審査意見を終わります。

続きまして、平成27年度智頭町病院事業会計決算審査意見について報告します。

1 ページをごらんください。

第1、審査の対象は記載のとおりです。

第2、審査の期間は平成28年7月26日の1日です。

審査の方法は智頭町水道事業会計決算審査と同様で記載のとおりであります。

第4、審査の結果、決算審査に付された決算書及び付属書類はいずれも関係法令に準拠して作成され、かつ計数も正確で会計諸帳簿や証拠書類と合致しており、経営成績及び財政状況が適切に表示されていると認められます。また、予算の執行についてもおおむね適正に執行されていると認められます。

第5、審査の概要及び意見は1ページから12ページにわたり記載していますが、これを審査意見としてまとめていますので、報告します。

13ページをごらんください。

それでは、9の審査意見について報告します。

業務実績については、当年度の延患者数は10万6,978人で、前年度に比べ2,538人減少している。そのうち、入院合計は1,092人、外来合計は1,446人といずれも減少している。病棟合計の病床利用率は91.8%で、前年度に比べ3.5ポイント低下している。一般病棟、療養病棟ともに減少しているが、特に、一般病棟では89.0%と前年度に比べ4.0ポイント低下している。

損益の状況は、総収益が前年度に比べ2,335万2,011円減少したものの、総費用も5,541万2,612円減少したことにより、当年度の純利益は9,151万4,644円で、前年度に比べ3,206万601円の大幅な増益となっている。主な要因は、病院事業で損失額が2,204万6,103円増加したものの、新会計制度移行の処理による特別損失が4,212万8,260円減少したことによるものである。

一般会計繰入後の経常利益は前年度に比べ減少しているが、利益を確保している。しかし、病院事業の損失額が前年度に比べ増加していることから、引き続き収益の確保に努めるとともに、さらなる経費節減を図り、より一層、病院事業収支の改善に取り組む必要がある。

財政状況では前年度に比べ資産総額は微増であるが、負債総額は2億4,415万8,488円減少している。一方、資本総額は2億4,746万2,449円の資本増強がなされたことにより、1億7,500万7,265円となり、債務超過が解消されている。

経営指標分析では、当年度決算が好調であったことから、各指標とも、前年度に比べ改善傾向にある。しかし、債務超過は解消されているものの、大幅な繰越欠損金があることから、自己資本比率から見る長期的安全性は低水準であり、今後も自己資本の増強を図って行く必要がある。

キャッシュ・フローの状況は、業務活動のキャッシュ・フローにより、投資活動及び財務活動のキャッシュ・フローが補填されている。結果、現金預金は前年度に比べ1億1,432万2,035円増加しており、健全な資金の流れと言える。

平成21年3月に策定、23年度改訂された智頭病院改革プランとの比較では、医業収支は1,696万6,000円損失額が増加しているが、経常利益は2,754万円増加している。新会計制度導入の影響があるが、おおむね、改革プランに沿った経営が行われていると言える。

智頭病院改革プランの最終年度は平成27年度である。総務省は既に、地域医療構想を踏まえた新公立病院改革ガイドラインを示しており、当病院は早急に新公立病院改革プランを策定し、病院経営の健全性を確保するために、主要な経営指標について数値目標を掲げ経営の効率化を図る必要がある。深刻化する医師、看護師不足等により地域医療を取り巻く環境は厳しさを増しているが、持続可能な地域医療供給体制を構築するために、新改革プランに沿って経営改革を推進し、経営の健全化に努められたい。

以上で、智頭病院事業会計の決算審査の意見の報告を終わります。

これをもちまして、一般会計及び特別会計、水道事業会計、病院事業会計の決算審査意見の報告を終わらせていただきます。

決算審査にご協力いただきました、関係職員の皆様にこの場をおかりして厚く

お礼申し上げます。大変ありがとうございました。

以上、終わります。

○議長（酒本敏興） 小林代表監査委員の報告は終わりました。

議案第72号 平成27年度智頭町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、議案第83号 平成27年度智頭町病院事業会計決算の認定についての、12議案について質疑を行います。

質疑はありませんか。

8番、岸本眞一郎議員。

○8番（岸本眞一郎） 小林監査に、非常に今精細な監査をしていただいたことに今敬意を表したいと思います。

特に一般会計、特別会計の部分で町の財政が硬直化している、経常収支比率が27年度では88.3%で4年前に比べて10%以上悪化してきている。イエローゾーンからレッドゾーンに近づいているような状況になっているんですが、やはり今、監査の一つの大きな役割はその財政の健全性を保つためにしっかりチェックしてると思うんですが、こういったこの方向、いろんな指標が悪化してきているんですが、もう一つこれをその改善するための要因といいますか、後で述べているように不用額等の予算の精査をしたり、その滞納をですね、そういうものをしっかりするというを言われてるんですが、もう少しそこら辺について監査としてのお考えはないでしょうか。お聞かせ願えるものならお願いしたいと思います。

○議長（酒本敏興） 小林代表監査委員。

○代表監査委員（小林 新） 今のご指摘の経常収支比率、これがですね、平成23年度で78.2、今年度が88.3%というところでですね、これの上昇した要因というのはいろいろありまして、いわゆるその一時的、いわゆる支出の中でも一時的要因として捉えたものがいろいろと経常的な支出であるということで、会計上変更したということで、いわゆる実態は、支出する実態はかわってないんだけども比率が上昇したということで、ちょっと数字的にここのところとんとんと上がったというところには、そういった特殊要因があります。

この中で今言われるように、この経常収支比率がこうだから今の数値的には非常に高い数字になりますから、この部分でいくとこれを判断するには、おっしゃられたように財政硬直化ということですので、これを打破するためにはやはりい

ろんな方策があると思いますけども、いわゆるその自主財源の確保これは当然そうなんです。経常的に出ている支出の削減ですね、これもね。

こういった経費の見直し、例えばこれは経費もそうですし、補助金とかですね、そういったものの歳出についての見直し、そういったもの一つ一つそのやっていくというところでやっていくしかないかなと。我々もこのいろんな面で今の議員さんもそうなんですけども、やはり事業評価ということをされています。どうしてもやらなきゃならないものはやるべきですけども、そのやはり事業評価をすることによって、予算がついたからすればいいという話ではなくて、ある程度効果とかいろいろ考えながらそこら辺の支出を考えていくと。

もう一つ、今の岸本議員が言われるように不用額の話なんです。これ私は不用額というのはその不用額があるからだめだという話ではなくてですね、それぞれ私どもがヒアリングするといろんな事情があります。要するにその不用額が生じたということは当初の予算に、我々がいろいろとヒアリングしていくと、どうも当初の予算計上においてちょっと若干問題があるんじゃないかと。いろいろと決算を予算を執行される中で、非常に経費を削減されたというよりも、むしろ予算の段階でそういったものがちょっと乖離しているということですから、やはりその予算を立てられるときにやはりそのシビアな目で予算を立てていくと。この不用額が発生した原因とか理由というものをチェックしながらそういったもので来年度に生かしていくということですから、経常収支比率ということについては、やっぱりそういった日常の経常的な支出というものについてももう少しシビアにしていくということ。収入の分についてもやはり、自主財源の確保をしていくということだろうと思います。

ちょっと漠然とした回答になりましたけども。以上です。

○議長（酒本敏興） ほかにありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒本敏興） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第72号 平成27年度智頭町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、議案第83号 平成27年度智頭町病院事業会計決算の認定についてまでの12議案については、委員会条例第5条の規定により、この際、議長を除く議員11名で構成する決算特別委員会を設置し、会議規則第39条第1項の規定により、

これに付託して審査したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(酒本敏興) 異議なしと認めます。

よって本案は、この際、議長を除く議員11名で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

暫時休憩します。

休 憩 午前11時14分

再 開 午前11時14分

○議長(酒本敏興) 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど設置しました決算特別委員会の互選の結果、正・副委員長が決まりましたのでご報告します。

委員長に大河原昭洋議員、副委員長に平尾節世議員、以上のとおりです。

日程第16、議案第70号 専決処分についてから、日程第23、議案第89号 智頭町教育委員会委員の任命について及び日程第24、議案第91号 工事請負契約の締結についての一部変更についての、9議案並びに日程第25、報告第5号 法人の経営状況についての質疑を行います。

質疑は、会議規則第55条の規定により一問一答で行います。

なお、発言時間について、会議規則第56条の規定により議長において制限を設けることがあります。ご承知ください。

また、報告案件については、質疑の終了をもって、報告は終了となりますのでご了解ください。

日程第16、議案第70号 専決処分についてを議題とします。

議案の補足説明を求めます。

教育課長。西沖教育課長。

○教育課長(西沖和己) 議案書の1ページであります。

議案第70号 専決処分について。

2ページの専決処分書をごらんいただきたいと思います。

8月24日付で専決処分を行っております。内容につきましては、以下資料をごらんいただきたいと思います。以上であります。

○議長(酒本敏興) 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

ご質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（酒本敏興） 質疑なしと認めます。

日程第17、議案第71号 専決処分についてを議題とします。

議案の補足説明を求めます。

葉狩総務課長。

○総務課長（葉狩一樹） それでは、別冊の専決処分書、補正予算の関係ですが、それをごらんいただきたいと思います。

議案第71号 専決処分について。

1ページをごらんいただきたいと思います。

平成28年智頭町一般会計補正予算第2号、平成28年の8月24日付で専決処分をいたしております。歳入歳出それぞれ14万円を追加するものでございます。

それでは、7ページをごらんいただきたいと思います。

先ほど議案第70号で説明いたしましたとおり、損害賠償金として14万円を措置いたすものでございます。財源といたしましては、前の6ページにありますように繰越金及び諸収入として総合賠償保障保険金で措置をいたしております。

以上でございます。

○議長（酒本敏興） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

ご質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（酒本敏興） 質疑なしと認めます。

日程第18、議案第84号 平成28年度智頭町一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

議案の補足説明を求めます。

葉狩総務課長。

○総務課長（葉狩一樹） それでは、補正予算書をごらんいただきたいと思えます。それからあわせて補正予算の概要をお配りしておりますので、これとあわせて説明をさせていただきます。

まず、補正予算書1ページでございます。

議案第84号 平成28年度智頭町一般会計補正予算(第3号)、歳入歳出の総額にそれぞれ1億8,873万9,000円を追加するものでございます。

それでは、まず概要書のほうは1ページでございます。補正予算書は12ページをごらんいただきたいと思っております。

一般管理費につきましては、町長の提案理由にもありましたが、ストレスチェック委託料を措置いたしております。

次に、補正予算書は12ページから13ページにわたります。

まちづくり推進費の行政情報システム推進費につきましては、これも提案理由にもありましたが、セキュリティ強化に係るサーバ保守委託に要する経費、それから移住定住促進事業につきましては、定住促進住宅に係ります保険料及び水道加入金を、それから地域情報化推進事業につきましては告知端末機を利用した集落の簡易放送、これのサーバの更新に要する経費。それから、LED防犯灯設置推進事業につきましては、集落からの設置要望にお答えして補助金の増額、それぞれ措置いたしております。また、まちづくり支援事業では、過疎債ソフト事業の調整によりますまちづくり振興基金、これの積立金の減額をいたしております。地方創生推進事業では、新たに就労創出調査に着手することとしておりまして、これに要します経費のほか、地方創生加速化交付金の対象外となりました二つの費目について財源更正を行ったものでございます。

次に、同じく補正予算書13ページでございます。

地域活性化推進費、これは空き校舎等利活用推進事業でございますが、提案理由にもありましたが、旧山形小学校及び旧那岐小学校の駐車場の整備に要する経費のほか、富沢小学校のトイレの改修に要する経費、それぞれ措置いたしております。ふるさと基金費では、ふるさとファンディングに係る基金積立金を商工振興費からの振りかえによって、こちらのほうに増額をいたしております。税務総務費では、人件費の調整を行ったところでございます。

次に、補正予算書は14ページでございます。

社会福祉総務費につきましては、これも提案理由にもありましたが、時間外勤務手当及び高額療養費の共同事業拠出金の増額に伴います国民健康保険事業特別会計への繰出金の増額。それから老人福祉費では、時間外勤務手当及び介護給付費償還金の増額によります介護保険事業特別会計への繰出金。それから社会福祉

施設費につきましては、提案理由にもありました隣保館職員の産休代替臨時職員の雇用にかかります経費をそれぞれ措置いたしております。

次に、補正予算書14ページから15ページにわたります。概要書も2ページにわたりますが、子育て支援推進費の森のようちえん事業につきましては、これも提案理由にもありましたが、制度の要綱改正によります森のようちえん支援事業の補助金の増額。それから保育園費につきましては、ほのぼのの保育所広域入所負担金の増額、保育園建設事業につきましては、上水下水道の加入金をそれぞれ措置いたしております。それから生活保護総務費につきましては、生活困窮者子どもの学習支援事業にかかります講師及び高校生のボランティア増員に要する経費。これを増額措置いたしております。

補正予算書は16ページでございます。概要書は2ページでございます。

農業振興費につきましては、これも提案理由にもありました、新たに山地パワーアップ事業に取り組むこととし、アスパラのハウス整備にかかります補助金。それから地域農業振興プラン支援事業につきましては、親元就農支援の増によります補助金の増額。中山間地域等直接支払交付金事業につきましては、組織の合併により、加算措置が適用となったことによります交付金の増額。それから多面的機能支払交付金事業につきましては、活動組織が新たに加わったことによります交付金の増額。畜産業費につきましては、鳥取和牛の導入支援に要する経費をそれぞれ措置いたしております。

次に、林業振興費につきましては、これも提案理由にもありました、架線集材による搬出を行う事業者の新規参入によります、智頭林業伝統技術保存支援事業補助金の増額。智頭材出荷促進事業につきましては、出荷量の増大によります補助金の増額。木の宿場プロジェクト事業につきましては、薪ラックの購入に要する経費。町有林造林事業につきましては、町有林内の森林施業これの実施ができたことから、作業道の改良事業見送ることとしましたのでこの減額。林道費につきましては、牛臥線の崩落防止工事に要する経費。それぞれ措置いたしております。

補正予算書17ページでございます。概要書は3ページでございます。

商工費の商工振興費につきましては、これも提案理由にもありました、ふるさとチョイスを通した体験ツアーの決定に伴います費目の調整のほか、ふるさとファンド積立金をこれをふるさと基金への組みかえということで行っております。

そのほか、観光施設管理事業につきましては、緊急修繕料の増額。国際交流事業につきましては、楊口郡との交流事業に要する経費の増額をそれぞれ措置いたしております。

次に、補正予算書は18ページでございます。概要書は同じく3ページをごらんいただきたいと思います。

道路維持費につきましては、町道維持修繕料の増額。社会資本整備総合交付金事業につきましては、これも提案理由にもありましたが、交付金の増額に伴います事業費の増額。それからふるさと整備土木事業につきましては、これも事業費の増額。

それから、補正予算書は19ページでございますが、都市計画総務費では愛宕公園の水道ポンプの修繕。下水道事業費につきましては、公共下水道事業特別会計繰出金の増額をそれぞれ措置いたしたところでございます。また、防災費につきましては、これも提案理由にもありましたが、消防フェスタ開催に伴います経費のほか、衛星通信ネットワーク保守の負担金の増額をそれぞれ措置いたしております。

それから、補正予算書20ページでございます。

地区公民館費では臨時修繕費の増額。保健体育費の体育振興費につきましては、県民スポレク祭に参加に伴いますバス借上料のほか、トップアスリート育成支援事業補助金の増額を措置いたしております。

概要書の4ページですが、体育施設管理費につきましては、スポーツトラクター、勤労者体育館の防球ネットの修繕及び温水プール屋外手すり取り付けに要します経費をそれぞれ措置いたしております。

補正予算書21ページでございます。

農地農業用施設災害復旧費につきましては、これも提案理由にもありましたが、6月の豪雨によります被災農地の復旧工事に要する経費、これを措置いたしております。

以上、合計1億8,873万9,000円の補正となっております。

なお、この財源といたしましては、補正予算書2ページでございます。分担金及び負担金から国庫支出金、県支出金、寄附金、繰入金、繰越金、諸収入、町債をもって措置いたしております。

以上でございます。

○議長（酒本敏興） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

この議案に対する質疑は、歳入と歳出の款ごと、総務費から農林水産業費、商工費から災害復旧費の3区分に分けて行います。

まず、歳出の総務費から農林水産業費の質疑を行います。

質疑はありませんか。

8番、岸本眞一郎議員。

○8番（岸本眞一郎） 一般管理費のこのストレスチェックの委託料、これは委託先はどこになるのでしょうか。

○議長（酒本敏興） 葉狩総務課長。

○総務課長（葉狩一樹） 現在委託しております産業医がございまして、そちらの企業のほうに会社のほうに委託をするということでございます。

○議長（酒本敏興） 8番、岸本眞一郎議員。

○8番（岸本眞一郎） これは当然、町の職員がストレスチェックを受けるということですね。もしそのストレスの度合い、判定によって例えば休養とかそんなもんが必要になってくる状態も当然予想されるんですが、そういうときの今後のその体制づくりみたいなのは、そこらへんの仕組みというのはどのように考えているのでしょうか。

○議長（酒本敏興） 葉狩総務課長。

○総務課長（葉狩一樹） 本年からストレスチェックが義務つけられまして、本町では、10月に全職員、もちろん臨時職員もパート職員も含めて全員のストレスチェックを行うこととなっております。これはもう法律で義務づけられております。ただ、全員が努力義務でございますので、必ず受けなければならないということはありませんが、私どもの職員には全員がストレスチェックを受けるということで決めております。

それで、先ほどご質問にありました件につきましては、現在ストレスチェックの要綱をつくりまして、チェックの度合いによりましてどういうふうに指導していくかということまで全て要綱に定めて、規定に定めて今後対応していくと。個人のストレスの度合い、それから職場環境の改善、そういったことまで産業医のアドバイスを受けながらそういうことに取り組んで改善をしていくということに繋げていくということでございます。

○議長（酒本敏興） 8番、岸本眞一郎議員。

○8番（岸本眞一郎） 今、このストレスチェックのこういうことをするという事は非常にいいことなんです、もしその当事者にとって、その人がストレスを抱えているというような判断が出たときに、それが表に出るとある程度その個人にとっては知られたくないというような部類の話になったりする、例えばそういう人にその休職をしたほうがいいですよとか何とかというその何ていいですか、これは本人の同意といたしますか、そこらへんの合意形成というものが非常に大切になってくると思うんですが、その辺はどういうぐあいにやっていくんでしょうか。

○議長（酒本敏興） 葉狩総務課長。

○総務課長（葉狩一樹） そのあたりも全て含めて実施規定の中に盛り込んでおりました、まず本人からの同意をいただき、それで高ストレスになった場合には産業医の面談を行いまして、その対応をどういうふうにするのかということまで、全て決めております。これはあくまで個人の問題でございますので、外部にはもれないようにそういうきちとした体制を整えて実施規定の中に全て盛り込んでおります。

○議長（酒本敏興） ほかにありませんか。

中野議員。

○5番（中野ゆかり） 12ページの就労創出調査委託料に関してですが、これはどんな目的でどのような調査をしてどういうふうを活用していくのかという、大ざっぱな説明をお願いいたします。

○議長（酒本敏興） 河村企画課長。

○企画課長（河村実則） これは地方創生事業の中で、東京ブランチ、これを活用して、今智頭町の情報発信のもとが例えばホームページとかフェイスブック、こういうので情報発信しとるわけなんです、東京の考えておりますのが、デジタルハリウッド大学こういったところと委託して新たな情報発信の手段、それによって新たな雇用創出を智頭でつくりたいと、こういったことで今東京のブランチのほうとの打ち合わせをして、新たな雇用の場所を智頭町内に確保したいというようなことでございます。

以上です。

○議長（酒本敏興） 5番、中野ゆかり議員。

○5番（中野ゆかり）　　なので、ちょっとわからないのですが、智頭町の雇用の状況を調べるというのではないわけですね。なので、すいません。もうちょっと詳しく説明をお願いします。

○議長（酒本敏興）　　河村企画課長。

○企画課長（河村実則）　　詳細については、これからいろいろとその委託先と詰めるわけなんですけど、基本的には今までの情報発信だけでなく、より違った形のピンポイントで情報発信できる智頭町の情報、こういったことを通じてやはり東京のほうから、そういった、例えば空き校舎とかにそういった公営の場所があるんだという情報を県外に発信するとか、そういったようなことを考えています。

○議長（酒本敏興）　　5番、中野ゆかり議員

○5番（中野ゆかり）　　なので、ピンポイントの情報を東京に流すための下調べ、このどういうところが智頭町に雇用としての場所があるのかというようなことを調査する委託料なんですか。私だけですかね、わかってないのは。

○議長（酒本敏興）　　河村企画課長。

○企画課長（河村実則）　　まだ予算も通っておりませんので、細かい委託業務についてはこれから打ち合わせするわけなんですけど、今までの智頭町の情報発信のスタイルをより以上、何と言いますか、タイムリーにスタイル方法について調査研究すると。そこを、今のところハリウッド大学のクリエイター等の学生使いながらそういったものを提案していただくと、そういったような形で委託していると。ですから、細かい詳細についてはこれから詰めていきたいというふうに考えております。

○議長（酒本敏興）　　ほかにありませんか。

8番、岸本眞一郎議員。

○8番（岸本眞一郎）　　12ページのこの地方創生推進事業、600万の財源構成です。これは、例の27年度の加速化交付金申請したのに国が認めなかったものだと思うんです。例の森林セラピーの企業版に対しての謝礼とそれから空き家の改修ですかね。それぞれやっぱり国がその事業が妥当でないとは多分認めなかったから予算がつかなかった。それを国が認めないけど智頭町が一般財源でやりましょうというときに、そのその事業のその妥当性ですね。国がこれはふさわしくない、交付金つけるのがふさわしくないという判断でつけなかったものに対して町がつけてでもやろうかという趣旨だと思うんですが、ここら辺妥当性について

てはどう判断してるんでしょうか。

○議長（酒本敏興） 葉狩総務課長。

○総務課長（葉狩一樹） この地方創生の加速化交付金の関係につきましては、これまでも再三説明をさせていただいております。

まず、第1次で申請をした時期から不採択となったその時点で、皆様には、まちはあくまでも地方創生の総合戦略を基本に推進していくこととしておるということで、単町費でもこれは実施していくということで、皆さんにはご理解をいただいているということはまずご承知していただいていることと思います。

先日も説明いたしました、この二つの事業、国が不採択になったからといって事業の妥当性を否定されたというものでは、という理解はいたしておりません。これはそれぞれが個性を出したまちの地方創生の中でそのまちが推進すべき事項として掲げたものですから、例えば全ての事業不採択になったのでそれをやめるのかといえ、その今の理論でいきますとそうなりますので、まちはあくまでも、これは地方創生の総合戦略として位置づけて国への申請をいたしました、この事業については国のほうが不採択ということではございますが、あくまでもまちとしてはこの事業を推進していくということは、これまでも再三うたって説明させていただきましたし、これが妥当性がないというようなものではないというふうに認識してこの事業を進めているものでございます。

○議長（酒本敏興） 8番、岸本眞一郎議員。

○8番（岸本眞一郎） この二つについて、国が一つ判断したことについて説明受けましたが、例えばその協賛企業への謝礼ですね。謝礼金が200万だと。そういうその企業に対して謝礼を払うということが果たして妥当なのかということと、空き家改修ということで個人の財産にその資するような支出だからだめだという判断だったということを知りましたもんね。そういうことから考えると、その国がそういう判断で妥当でない、その交付金はこれはつけないといってるものだと私は感じました。

確かに智頭町としては、これをやるんだという決意ですね。決意というものは尊重しなければなりません、その何かその、自分たちでするんだと決めたから一つのメンツ的なものでやるということが妥当なのかどうかというのは、また別問題だと思うんです。ここら辺の議論をしっかりとしていかないと、今後にも今いったように企業への謝礼とかいう個人の財産に資するような支出というものの国

が判断したことに対して、じゃあ町はやりたいからやるんだということでやっていくと、今いったようにその根本的なところの議論がまだなされていないのではないかな、そこら辺に対しては町としてはどのような解釈でこれをつけようとしているのか、もう一度お聞かせください。

○議長（酒本敏興） 葉狩総務課長。

○総務課長（葉狩一樹） まず、このたびの不採択といいますか、その大きな事業の中の事業細目では二つです。先ほどおっしゃったその企業への報償、もう一つは町産材の活用の部分が不採択ということでございます。

再三にわたってこの部分につきましては、今まで議論をさせていただいたというふうに認識いたしております。あえてここでもう一度その総合戦略の何たるかを議論する必要はないとは思いますが、やはり議員にはそのあたりをご理解いただいて、町はあくまでもこれは総合戦略に基づいてやるものだと、その上で国のほうに申請をして、それが国が不採択になって該当しない事業だからというようなことでの認識は全く考えておりません。

今後、新たな推進交付金等が申請があろうかと思いますが、基本的な推進につきましては、先ほどから述べておりますように総合戦略に基づいて実施しておりますので、今まで議論は幾度もしてきたというふうに認識いたしておりますので、その点のご理解はいただきたいと思っております。

○議長（酒本敏興） 8番、岸本眞一郎議員。

○8番（岸本眞一郎） 例えば今回のこの国の採択、不採択の判断が、予算がないので足りないのだから落ちてきたということと、今いったようにその報償金とか個人の資産に資するような支出事業だからだめだという判断があるときとは違うと思うんですね。もう一つそこら辺を考えていかんと、智頭町でやると決めたから国の補助金がつかなくてもやるんだというだけの単純なものではないのかなという気がするんで、これはまあ、今後これからも当然起きてくる可能性があると思っております。

例えば、推進事業でも育みの郷構想も、本来はこの国の10分の10で申請しとったんだけど、結局そこじゃなくて推進事業で町が2分の1の負担のほうで採択されたというようなこともありますので、やはり国がなぜそう判断したのかというところをしっかりと考えていかんと、町がしたいから町費でじゃあやりますということで、それだけでいいのかなという私は疑問をもっておりますので、町が

町としてはやりたいからやるんだという判断であれば、それはそういう答弁であればやむを得ないのかなと思います。再度そこら辺についても一度確認したいと思います。

○議長（酒本敏興） 葉狩総務課長。

○総務課長（葉狩一樹） 国のほうの交付金が限られた予算の中でカットされたというふうには認識ではないというふうに思っております。あくまでも国のほうは予算をもってしているもので、その中で判断をされたものでございますので、しかし智頭町としてはその部分を二つの事業をやらないというわけにはいかないと。あくまでもそれは一つの事業として成り立っていかせるというものでございますので、先ほども申しましたがこれまで十分そのあたりは議論をさせていただいて皆様には承認をいただいて予算も計上いたしておりますし、地方創生の総合戦略、これも策定いたしましたというふうに認識に基づいて行っております。

もう一つ推進事業の話が出ました育みの郷構想の郷は、加速化から推進事業に振りかえたのではなくて、加速化交付金の要綱上では合致しないから新たな推進交付金として育みの郷構想事業を申請したものでございますので、そのあたりの認識はご理解いただきたいというふうに思っております。

○議長（酒本敏興） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒本敏興） 質疑なしと認めます。

次に、商工費から災害復旧費の質疑を行います。

質疑はありませんか。

5番、中野ゆかり議員。

○5番（中野ゆかり） 17ページの商工振興費施設賃借料というのは、具体的にはどこのことをいっているのでしょうか。

○議長（酒本敏興） 河村企画課長。

○企画課長（河村実則） これは智頭ファンの獲得のものでございます。事務所を借りてやるやつでございます。

○議長（酒本敏興） 5番、中野ゆかり議員。

○5番（中野ゆかり） どの事務所かをお尋ねします。

○議長（酒本敏興） 河村企画課長。

○企画課長（河村実則） ツアー確定で内容を変更したところでございまして、

施設につきましては民泊及び石谷家住宅ですね。このものでございます。

○議長（酒本敏興） 5番、中野ゆかり議員。

○5番（中野ゆかり） すいません。ちょっとわかりません。民泊及び石谷家住宅を借りる、そのトータル的な計画からちょっと教えていただけますか。

○議長（酒本敏興） 河村企画課長。

○企画課長（河村実則） 先ほどいいましたように、智頭ファンの獲得の関係、ツアーが確定いたしました。それによりまして、当初手数料で森のようちえん等の体験、写真等で予算を組んでおりました。それを組みかえでございまして、その賃借料の中には民泊、ここをお借りする。それから石谷家住宅入館料、こういったものが含んでおります。

○議長（酒本敏興） ほかにありませんか。

河村企画課長。

○企画課長（河村実則） 補足させていただきます。

誰に対してということでございますが、ツアーで来た人です。金をいただいた方に対してのものでございます。

○議長（酒本敏興） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒本敏興） 質疑なしと認めます。

次に、歳入を一括して質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒本敏興） 質疑なしと認めます。

最後に、債務負担行為補正及び地方債補正も含め再度一般会計全般にわたっての質疑を行います。

質疑はありませんか。

5番、中野ゆかり議員。

○5番（中野ゆかり） ちょっと質問し忘れていたのでよろしいですか。

歳出の18ページの道路新設改良費、これは具体的にはどこの場所をするのかお尋ねします。

○議長（酒本敏興） 草刈地域整備課長。

○地域整備課長（草刈英人） ちょっと漠然とした質問なんであれですけども、

この道路新設改良費の細目としましては、社会資本総合整備事業からふるさと整備事業、これがございまして、この中にはもちろんふるさと整備事業なんか10カ所程度の工事がありますし、社会資本では、今までも委員会等で説明してきましたけども、関屋黒本線であるとか和田平1号線であるとか駐車場の整備であるとか橋梁点検、橋梁修繕こういった各種の工事が該当になるというものでございます。

○議長（酒本敏興） 2番、高橋達也議員。

○2番（高橋達也） 今の答弁でちょっとよくわからなかったんですけど、既に当初予算がついてる現場を増額ということですか、全部。

○議長（酒本敏興） 草刈地域整備課長。

○地域整備課長（草刈英人） 提案説明にもありましたけども、交付金が増になった分、当初計画の事業についてそれぞれ増額をするものでございます。

○議長（酒本敏興） ほかにありませんか。

ないようでしたら、これで質疑を終わります。

暫時休憩をいたします。

再開は13時、午後1時といたします。

休 憩 午前11時52分

再 開 午後 1時00分

○議長（酒本敏興） 休憩前に引き続き、会議を開催します。

日程第19、議案第85号 平成28年度智頭町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

議案の補足説明を求めます。

國政福祉課長。

○福祉課長（國政昭子） 議案第85号、補正予算書の25ページからとなります。

平成28年度智頭町健康保険事業特別会計補正予算（第2号）です。

歳入歳出の総額にそれぞれ57万7,000円を追加するものです。

歳出につきましては、31ページとなります。

職員手当及び平成27年度の高額療養費共同事業負担金の額の確定に伴う費用を計上させていただいております。

歳入につきましては、30ページからです。

一般会計からの繰入金、前年度繰越金で措置しております。

以上で説明を終わります。

○議長（酒本敏興） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒本敏興） 質疑なしと認めます。

日程第20、議案第86号 平成28年度智頭町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

議案の補足説明を求めます。

矢部税務住民課長。

○税務住民課長（矢部 整） 失礼します。

そうしましたら、補正予算書の33ページをごらんください。

議案第86号 平成28年度智頭町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ16万7,000円を追加するものでございます。

39ページをごらんください。

歳出ですが、歳出では時間外勤務手当の増額のほか、酸素欠乏等の危険作業に従事する職員の技能講習の受講料につきまして計上しております。

歳入につきましては、38ページのとおり、一般会計からの繰入金をもって措置しております。

以上であります。

○議長（酒本敏興） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒本敏興） 質疑なしと認めます。

日程第21、議案第87号 平成28年度智頭町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

議案の補足説明を求めます。

國政福祉課長。

○福祉課長（國政昭子） 予算書の41ページとなります。

議案第87号 平成28年度智頭町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）です。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ2,057万7,000円を追加するものです。歳出につきましては、47ページからとなります。

職員手当及び平成27年度の給付実績に伴う返還金を措置しております。

歳入につきましては、一般会計からの繰入金及び繰越金で措置しております。

以上で説明を終わります。

○議長（酒本敏興） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒本敏興） 質疑なしと認めます。

日程第22、議案第88号 平成28年度智頭町水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

議案の補足説明を求めます。

藤森水道課長。

○水道課長（藤森啓次） 失礼いたします。

議案第88号 平成28年度智頭町水道事業会計補正予算（第1号）の説明をさせていただきます。

今回、収入のほうではなく、歳出のほうのみの補正でございます。総額306万3,000円であります。

はぐっていただきまして、3ページが詳細になっております。ここで大変申しわけございませんけど、一部訂正をさせていただきたいと思っております。水道事業費用の小さい字で申しわけございません。賞与引当金繰入額の備考欄の配管修繕、メーター交換費等というのは誤植でございます。申しわけございませんが削除をお願いいたします。

内わけに説明させていただきます。

営業費用としまして、原水の修繕費として第2水源地ろ過設備バルブ交換工事等で359万円、それと総係費と賞与引当金で1万3,000円の支出の増を予

定しております。

以上であります。

○議長（酒本敏興） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒本敏興） 質疑なしと認めます。

日程第23、議案第89号 智頭町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

議案の補足説明を求めます。

西沖教育課長。

○教育課長（西沖和己） 議案の15ページであります。

議案第89号 智頭町教育委員会委員の任命について。

住所、鳥取県八頭郡智頭町大字新見73番地。氏名、平尾早苗。生年月日、昭和46年5月3日生まれ。

以上であります。

失礼しました。氏名でありますけども、平井早苗でございます。

以上であります。

○議長（酒本敏興） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒本敏興） 質疑なしと認めます。

日程第24、議案第91号 工事請負契約の締結についての一部変更についてを議題とします。

議案の補足説明を求めます。

西沖教育課長。

○教育課長（西沖和己） 議案書の17ページをごらんください。

議案第91号 工事請負契約の締結についての一部変更について。

契約金額中、5,907万6,000円を6,754万6,440円に改めるものであります。

以上であります。

○議長（酒本敏興） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

ご質疑はありませんか。

8番、岸本眞一郎議員。

○8番（岸本眞一郎） この用地造成は5月いっぱいまで多分終了したと思うんですが、これが今の9月になってこの契約金の変更が出てきた。この金額変更要因がいつごろこれが発生したのかということと、この変更の金額の中身ですね。どういう部分でこれが増額になったか、そこについてお答えください。

○議長（酒本敏興） 西沖教育課長。

○教育課長（西沖和己） 工事に当たりましては、造成工事に当たりましては、2月15日に議会の議決をいただきまして契約を締結したところでありまして、その後、地元のほうとの説明会を介する中で、土砂の運搬が予定されておるといようなこと。あるいは、安全対策に万全を期してほしい。そのほか、騒音でありますとか、土砂の砂煙、こういったものに対する地元のほうからの要望がございました。これを受けて当初の計画からさらに地元迷惑を与えないということ前提としながら考えた結果、このような措置を講じたものであります。

主な事業の追加の事業の要因といたしましては、先ほども触れましたように、仮囲いの追加、あるいは造成地内に鉄板等を敷き詰める経費。これは車両の運搬走行範囲の中で鉄板を引いたものであります。また、安全対策における誘導員、これの設置。これらが主な要因であります。

同時に関連となりますが、工事におきましては、造成工事におきましては土砂の搬入ということもさせてもらっております。これの加工につきましては、県当局並びに国交省からの力添えももらいまして一定の量を確保した次第でございますけれども、その過程の中で敷地内に運搬する土砂によって、敷地の状況等に基づいて騒音でありますとか、あるいは先ほど申し上げたような粉じん、こういったものを軽減するように措置を加えて対応したものであります。

以上であります。

○議長（酒本敏興） 8番、岸本眞一郎議員。

○8番（岸本眞一郎） 要因の部分についてはわかりました。でも、そこについても一つ疑問な点は、今いったような要因については、ほぼ普通の工事と考えら

れる範囲のもので、何か特別にその設計で想定していないような要因とは考えにくいと思うんです。当然、普通の安全管理の中で行われる範囲のものでないか。

もう一つ聞きたかったのは、そういった要因が実際には5月末でこの造成工事は終わってるはずなんで、議会に対してそういう要因があれば、6月定例何かでも本來說明できたのではないか。金額が確定しない部分にしてもね。そういう要因があるというようなことを本來說明するべきではないのかという気がするんですが。

結果としてはもう工事が終わってから、後で金額変更お願いしますよという形になってくるということは、以前にもちょっと私も指摘したんですが、事後承諾になるのではないかなという気がするんで、そこら辺再度このこういった要因が発生した時期については、いつごろ発生したんでしょうか。

○議長（酒本敏興） 西沖教育課長。

○教育課長（西沖和己） 実際に土砂の搬入、これにつきましては3月以降になりました。その後、工期内に5月31日までの工期内に県の土砂、あるいは国交省からの土砂を搬入いたしております。この過程において5月31日までの過程において、地元のほうからの安全対策でありましたり、それから騒音対策、こういったものについて途中で要望も聞いております。それらを受け入れた結果、このように今議会に上程させて、変更契約ということで上程させていただいております。

加えまして、当初の設計の中でもこの環境対策というものについて、あるいは安全対策という事柄につきましても、盛り込んでおったわけでありまして、敷地が何分にも広いということもありまして、隣接の住民さんのみならず、奥詰まった周辺の方からも、騒音でありますとか、それから粉じん、これらとりわけ5月におきましては、連休中に予期せぬ突風で砂埃が立ち上り、近隣の住民の方に迷惑をかけたというようなこともございましたものですから、そういう措置について安全対策、環境対策を講じたような次第です。

以上です。

○議長（酒本敏興） 岸本議員、最後に総括として質問してください。前段のはじめの質問もだぶってるようなところもありますので、お願いをいたします。

8番、岸本眞一郎議員。

○8番（岸本眞一郎） 聞いているその質問の趣旨は、そういった既に工事は5月

いっぱい終了してるので、こういった要因もそれ以前に発生していると思うんです。当然それならば、今いったように議会には6月定例、6月28日開催というような説明する機会もあったと思うんです。ですから、本来ならきちんとそういう説明過程をした上で、こういった金額の変更になりますという形にならないと、結果として全部済んだ後に金額の変更ということが出てくるということは、議会としてのチェック機能がなかなかできないと。

それと今いったように要因というものが何らその設計範囲を超えた特段のその要因と何か考えられないようなことが感じましたので、全協の中でも意見が出たようにその設計の精査ですね。そこら辺がきちっと担当課としてやはりできてないのではないかなという感じがしますので、こういった質問をさせていただいてるんです。改めてこういった要因というものがいつごろ発生したのか、その時期についてだけお聞かせください。

○議長（酒本敏興） 西沖教育課長。

○教育課長（西沖和己） 本工事の契約が2月15日でした。それ以降地元説明会を開き、その中でさらに安全対策、あるいは騒音対策、こういったものについても十分配慮願いたいという要望が一転しました。さらに実質、工事の運搬車両が入る過程において、途中からもう少し強化をお願いしたいというようなこともありまして、これが工事に関して搬入が行われた3月以降の時期になります。

以上です。

○議長（酒本敏興） 暫時休憩します。

休 憩 午後 1時17分

再 開 午後 1時18分

○議長（酒本敏興） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

西沖教育課長。

○教育課長（西沖和己） 一転、申し添えておきます。

今事業に当たりましては、工期延長を行っております。最終的に9月30日までをこの造成工事の工期の契約を延長しておるということを申し添えておきたいと思っております。

以上です。

○議長（酒本敏興） ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(酒本敏興) 質疑なしと認めます。

日程第25、報告第5号 法人の経営状況についてを議題とします。

議案の補足説明を求めます。

山本山村再生課長。

○山村再生課長(山本 進) それでは議案書の18ページをお願いいたします。

報告第5号 法人の経営状況について。

それでは、別冊の平成27年度株式会社サングリーン智頭の決算報告書3ページをごらんください。

平成27年度の営業状況でございます。

造林事業収入1,573万8,180円。前年度比で411万円余の増でございます。林産事業収入2,142万2,075円。93万円余の増でございます。林産品売り上げ963万1,266円。294万円余の増。造林事業の林産品売り上げ838万2,348円。152万円余の増。その他の事業485万5,233円。129万円余の増。総合計で6,002万9,102円。前年度比で492万円余の増でございます。

続いて、4ページの貸借対象表をお願いいたします。

資産の部の流動資産は、預金未収金等の合計で4,131万305円。固定資産は、機械装置等の合計で934万4,017円。資産合計は5,065万4,322円です。

新たに運搬車両を導入したことによりまして、資産は前金よりも960万円余の増となっております。

負債の部の流動負債は、預かり金、未払金等の合計で1,207万6,525円。固定負債は退職金給与引当金の1,440万円で負債合計は2,647万6,525円でございます。

資本の部の資本金1,995万円に、積立金、前期繰越利益剰余金、当期利益剰余金、未処分剰余金を加えた資本の合計が2,417万7,797円。負債及び資本の合計は5,065万4,322円でございます。

続きまして、5ページ。損益計算書でございます。

収益から費用を差し引いた営業総利益2,366万2,345円。一般管理費の1から18までの合計2,325万1,852円。営業損益41万493円で

す。

営業外損益を差し引いた経常損益16万2,110円。特別損益を差し引いた税引前当期損益78万8,865円。法人税、住民税を差し引いた税引後当期損益9万9,865円。前期利益剰余金を加えた当期末処分利益剰余金72万7,797円となります。

次の6ページ目が先ほどご説明した損益計算書の明細ですので、ご確認ください。

続きまして7ページ目、剰余金の処分についてであります。

未処分利益剰余金72万7,797円のうち、50万円を積立金とし、22万7,797円を時期繰越利益剰余金として処分するものであります。

平成26年度におきましては、退職給与引当金繰入を計上できませんでしたが、平成27年度には225万円を計上し、さらには先ほど申し上げたように50万円を積立金に回すこととなります。

業績はおおむね順調に推移してるものと理解しております。

以上でございます。

○議長（酒本敏興） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒本敏興） 質疑なしと認めます。

これから日程第26、議案第90号 物品購入契約の締結についてを議題とします。

なお、この議案につきましては本日可否決定を行います。

議案の補足説明を求めます。

葉狩総務課長。

○総務課長（葉狩一樹） そうしますと、議案書の16ページをごらんいただきたいと思います。

議案第90号 物品購入契約の締結について。

これは、8月22日に入札執行しました消防ポンプ自動車購入契約の締結につきまして、議決を求めるものでございます。

物品名、消防ポンプ自動車CD-I型。数量、1台。契約金額、2,417万

400円。契約の相手方、鳥取市古海356番地1、株式会社吉谷機械製作所。
取締役社長、吉谷典雄。契約の方法、指名競争入札。

以上でございます。

○議長（酒本敏興） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒本敏興） 質疑なしと認めます。

暫時休憩します。

休 憩 午後 1時25分

再 開 午後 1時25分

○議長（酒本敏興） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒本敏興） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結し、直ちに採決します。

これから議案第90号 物品購入契約の締結についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立9名）

○議長（酒本敏興） 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第27. 陳情について

○議長（酒本敏興） 日程第27、陳情についてを議題とします。

今期定例会において、本日までに受理した陳情は、お手元に配布しております
陳情文書表のとおりであり、所管の常任委員会に付託しましたので報告します。

お諮りします。

各委員会審査等のため、9月10日から9月12日までの3日間及び9月14

日から9月22日までの9日間を休会としたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(酒本敏興) 異議なしと認めます。

よって、9月10日から9月12日までの3日間及び9月14日から9月22日までの9日間を休会としたいと思います。

9月13日は午前9時から本会議を開き、一般質問を行います。

休会中は委員会等を開き、付託案件の審査をお願いします。

来る9月23日は本会議を開き、各委員会の報告を求め、質疑、討論並びに採決を行います。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

散 会 午後 1時27分

地方自治法第123条第2項の規定により次に署名する。

平成28年9月9日

智頭町議会議長 酒 本 敏 興

智頭町議会議員 岸 本 眞 一 郎

智頭町議会議員 徳 永 英 太 郎